



令和2年度補正予算 小規模事業者持続化補助金

<コロナ特別対応型>

※ 補助金電子申請システム(名称:Jグランツ)の利用が可能となりました。

本事業は持続化給付金ではございません。
持続化給付金の問合せ等については[コチラ](#)をご覧ください。

新型コロナウイルスが事業環境に与える影響を乗り越えるために、具体的な対策(Aサプライチェーンの毀損への対応、B非対面型ビジネスモデルへの転換、Cテレワーク環境の整備)に取り組む小規模事業者等(注1、注2、注3、注4)が、地域の商工会の助言等を受けて経営計画を作成し、その計画に沿って地道な販路開拓等に取り組む費用の2/3を補助します。

補助上限額:100万円(注5、注6、注7)。

また、通年で受付を行い、複数回の受付締切を設けます。なお、令和元年度補正予算 小規模事業者持続化補助金【一般型】とは、制度等に一部異なる点がございましたので、ご注意ください。なお、応募およびその後の申請手続きにおいては、従来の郵送方式のほか、政府が開発した統一的な補助金申請システム(名称:Jグランツ)による電子申請の利用が可能です。

なお、現在多くの都道府県において緊急事態宣言が解除され、81の業種別ガイドラインが策定されています。事業再開が本格化することが期待されており、事業継続に関する業界別ガイドライン等に基づいて行う取組への新たな支援を行います。(81の業種別ガイドラインは添付資料をご参照ください)

具体的には、

- ① 持続化補助金(コロナ特別枠)のうち類型B(非対面型ビジネスモデルへの転換)、類型C(テレワーク環境の整備)の補助率を3/4に引き上げるとともに、
 - ② 新たに定額補助・補助上限50万円の事業再開枠(業界横断的な感染防止対策)を創設します。
- ※ ①②については、一次採択者についても遡及適用となります。

注1 小規模事業者とは、「製造業その他の業種に属する事業を主たる事業として営む小規模事業者(会社・企業組合・協業組合を含む)および個人事業主」であり、常時使用する従業員の数が20人以下(商業・サービス業(宿泊業・娯楽業を除く)に属する事業を主たる事業として営む者については5人以下)の事業者です。

注2 「小規模事業者」には、医師・歯科医師・助産師や、系統出荷による収入のみである個人農業者等は該当しません。

注3 上記の小規模事業者のほか、一定要件を満たす特定非営利活動法人も対象となり得ます
※詳細は公募要領「2. 補助対象者」等をご覧ください。

注4 (※商工会議所の管轄地域で事業を営んでいる小規模事業者については、別途、[日本商工会議所が公表する公募要領](#)をご覧ください) 商工会の会員、非会員を問わず、応募可能です。

注5 補助対象経費150万円の支出の場合、その2/3の100万円を補助します。同様に、補助対象経費120万円の支出の場合、その2/3の80万円が補助金額となります。また、補助対象経費180万円の支出の場合には、その2/3は120万円となりますが、補助する金額は、補助上限額である100万円となります。

注6 なお、特例措置として、持続化補助金(コロナ特別枠)のうち類型B(非対面型ビジネスモデルへの転換)、類型C(テレワーク環境の整備)の補助率を3/4に引き上げるとともに、新たに定額補助・補助上限50万円の事業再開枠(業界横断的な感染防止対策)を創設します。※詳細は公募要領・別冊「事業再開申請の手引き」等をご覧ください。

注7 原則として、個社の取り組みが対象ですが、複数の小規模事業者等が連携して取り組む共同事業も応募可能です。その際には、補助上限額が200万円～1,000万円となります(連携する小規模事業者等の数により異なります)。

注8 複数回の応募受付締切スケジュールは、以下のとおりです。
第1回:2020年 5月15日(金):終了 第2回:2020年 6月5日(金):終了
第3回:2020年 8月7日(金):終了 第4回:2020年10月2日(金)

1. お問い合わせ・申請先

[「公募受付先及びお問い合わせ先」](#)をご覧ください。

2. 補助対象者